

(3) 島根県及び浜田圏域

【島根県地域・職域連携健康づくり推進協議会】

1. 設置概要

- 1) 設置期日 平成 17 年 6 月 24 日
- 2) 位置づけ 健康増進計画における壮年期保健対策の推進母体とし、地域と職域の連携により継続的な健康管理支援体制の整備を協議・推進する場とする。
- 3) 構成員
 - ・関係機関………医師会、歯科医師会、労働局、看護協会、栄養士会
 - ・雇用の立場………県商工会議所連合会、県商工会連合会
 - ・保健事業実施機関…国保連合会、健保連合会、社会保険事務局、社会保険健康づくり事業財団、島根産業保健推進センター、松江地域産業保健センター
 - ・健診機関………島根県環境保健公社、島根県厚生農業協同組合連合会
 - ・本庁労働担当部局…労働政策課（労働担当部局）、障害者福祉課（メンタル担当部局）
 - ・その他……………協議に必要性が生じた場合、関係機関に参加依頼
- 4) 事務局 県健康福祉健康推進課 健康増進グループ（地域・職域連携事業担当）
保健医療グループ（保険者協議会担当）
- 5) 開催回数 年 2 回…協議内容により、ワーキング会議を設置しワーキング会議を開催

2. 県及び二次医療圏協議会（圏域協議会）の運営における工夫点

1) 設置 1 年目

- ①圏域協議会が先行して設置運営していることから、県協議会設置時に、圏域協議会の開催状況及び圏域課題等を報告し、県協議会の協議内容につなげた。
- ②県協議会と二次医療圏と連動性を持たせるために、圏域協議会をオブザーバー参加とした。
- ③保険者協議会の動きについて情報提供するとともに、それを踏まえた地域・職域連携推進協議会の役割・機能確認し、両協議会の連携を図る必要性の理解につなげた。
- ④社会資源の共有化を図り、関係機関との連携が円滑に行えるよう、情報収集・情報集約・情報提供等について出来るだけ速やかに入れる努力をした。
- ⑤連携事業としての事業企画は、事務局案提示方式でなくワーキング会議での検討を重視した。

2) 設置 2 年目

- ①平成 20 年度からの特定健診・保健指導に係わる連携事業も踏まえ、構成委員に看護協会、栄養士会、健診団体を追加した。
- ②保険者協議会の連携を意識し、事務局を担う国保連合会から、保険者協議会の事業計画等の紹介を行う場を持つこととした。
- ③連携事業については、保険者協議会、地域・職域連携推進協議会と重複する構成員からもワーキング委員として参加し具体的連携事業の検討を行った。

3) 予算確保の工夫

全国一位の高齢県であれば、①元気な高齢者づくりが必要であること、②その目的とする健康長寿日本一を目指した健康増進計画を推進していくことが効果的であること、③そのためには壮年期におけるⅰ) 脳卒中発症・再発予防、ⅱ) 高血压予防、ⅲ) 糖尿病予防、ⅳ) がん予防、ⅴ) 自殺予防を積極的に実施していくことなどが、島根県にとって一番大切なことをデータで説明し確保している。健康推進計画推進事業、生活習慣病予防対策事業として位置づけている。

3. 連携事業の具体的内容と実施における工夫点

1) 設置 1 年目

- ①全県単位で実施することが効果的で、地域・職域の共通課題の解決につながる連携事業を企